平成２２年（フ）第２１９０号
福岡県糸島市曽根507番地18
債務者　立石　文香
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９７号
福岡市中央区輝国２丁目22番17号
債務者　川田　吉男
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９８号
福岡市中央区輝国２丁目22番17号
債務者　川田　百代
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０９号
福岡市博多区美野島１丁目26番７号
債務者　大嶋　宏樹
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１３号
福岡市中央区福浜２丁目６番８―131号
債務者　梅田　由佳
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１６号
福岡市南区皿山４丁目３番５号第10よし川ビル603号室、住民票上の住所福岡市南区寺塚１丁目28番15号
債務者　浅野　未来
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１９号
福岡市博多区諸岡３丁目15番11―506号
債務者　大石　百合
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目８番地　坂井ビル306号
債務者　近藤　好昭
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２７号
福岡市南区中尾２丁目36番19号
債務者　小島　由紀
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２８号
福岡市東区多の津５丁目19番24号
債務者　田中　　城
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４８号
福岡市南区清水１丁目21番24号
債務者　花田　純子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６５号
福岡市博多区吉塚２丁目18番９―203号
債務者　中原　　務
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６７号
福岡市博多区神屋町２番26―410号
債務者　川口　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７２号
福岡市東区蒲田１丁目14番２―302号
債務者　木船惠津子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７６号
福岡市東区箱崎１丁目31番17号
債務者　吉田由里子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９３号
福岡県糸島市前原駅南２丁目５番22号
債務者　鎗光　鈴恵
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８号
福岡県久留米市長門石４丁目５番８－８号
債務者　黒原　梅子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５６号
佐賀県鹿島市古枝甲17番地８
債務者　貞松奈津子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部